

事務連絡  
令和3年3月30日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

「生活保護問答集について」の一部改正について

今般、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和3年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮願います。

(新旧対照表 (案))

改正後	現 行
<p>第1編 保護の実施要領</p> <p>第1～4 略</p> <p>第5 扶養義務の取扱い 〈生活保護と私的扶養〉</p> <p>「扶養義務者による扶養」は、旧法が私的扶養を受けることができる条件を有している者には公的扶養を受ける資格を与えないという立場をとっていたのに対し、現行の生活保護法では、第4条第2項において、「保護に優先して行われる」と定め、同条第1項に定める「保護の要件」とは異なる位置づけのものとして規定している。</p> <p><u>この意味するところは、例えば、実際に扶養義務者からの金銭的扶養が行われたときに、これを被保護者の収入として取り扱うこと等を意味するものであり、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではない。</u></p> <p><u>なお</u>、「扶養請求権」は、それが利用し得るものである限りにおいて第1項にいう「その他あらゆるもの」に含まれると解することができるのではないかの疑問が生じるが、ここでいう「その他あらゆるもの」とは、例えば年金受給権のように、「現実には資産となっていないが、要保護者本人が努力(手続き等)することによって容易に資産となり得るもの」を指している。</p> <p>これを扶養にあてはめて考えてみると、「扶養義務者による扶養」が資産(金銭)となり得るためには、要保護世帯以外の第三</p>	<p>第1編 保護の実施要領</p> <p>第1～4 略</p> <p>第5 扶養義務の取扱い 〈生活保護と私的扶養〉</p> <p>「扶養義務者による扶養」は、旧法が私的扶養を受けることができる条件を有している者には公的扶養を受ける資格を与えないという立場をとっていたのに対し、現行の生活保護法では、第4条第2項において、「保護に優先して行われる」と定め、同条第1項に定める「保護の要件」とは異なる位置づけのものとして規定している。</p> <p>「扶養請求権」は、それが利用し得るものである限りにおいて第1項にいう「その他あらゆるもの」に含まれると解することができるのではないかの疑問が生じるが、ここでいう「その他あらゆるもの」とは、例えば年金受給権のように、「現実には資産となっていないが、要保護者本人が努力(手続き等)することによって容易に資産となり得るもの」を指している。</p> <p>これを扶養にあてはめて考えてみると、「扶養義務者による扶養」が資産(金銭)となり得るためには、要保護世帯以外の第三者である扶養義務者が扶養の能力と扶養する意思を有していることが必要となる。すなわち、要保護者本人の努力のみで資産となり得るものではなく、それが単なる期待可能性にすぎない状態においては、第1項の「その他あらゆるもの」に含むことはで</p>

者である扶養義務者が扶養の能力と扶養する意思を有していることが必要となる。すなわち、要保護者本人の努力のみで資産となり得るものではなく、それが単なる期待可能性にすぎない状態においては、第1項の「その他あらゆるもの」に含むことはできない。

一方で、例えば、扶養義務者が月々の金銭援助を申し出ている場合など、扶養義務者に扶養能力があり、かつ扶養をする意思があることが明らかである場合においては、扶養義務者の扶養は、要保護者本人の扶養請求権の行使（努力）によって、資産（金銭）となり得ることになる。したがって、このような場合には、扶養請求権の行使は保護の要件として位置づけられることになる。

なお、私的扶養の果たす社会的機能や国民の扶養に対する意識は時代とともに変化するものであり、扶養の問題を考えるにあたっては、常にこのような時代の変化や実態をふまえて判断していかななくてはならないものである。

#### 〈生活保護制度における扶養義務〉

民法における扶養義務の規定は、その人的範囲として、夫婦のほかに、直系血族及び兄弟姉妹（絶対的扶養義務者）とこれら以外の三親等内の親族（相対的扶養義務者）で家庭裁判所の審判を受けた者とを定めるのみで、具体的な扶養の順位、程度、方法については当事者の協議及び家庭裁判所の審判に委ねている。これに対し、生活保護制度では民法の解釈上通説とされている「生活保持義務関係」と「生活扶助義務関係」の概念を採用し、生活保護制度における扶養

できない。

一方で、例えば、扶養義務者が月々の金銭援助を申し出ている場合など、扶養義務者に扶養能力があり、かつ扶養をする意思があることが明らかである場合においては、扶養義務者の扶養は、要保護者本人の扶養請求権の行使（努力）によって、資産（金銭）となり得ることになる。したがって、このような場合には、扶養請求権の行使は保護の要件として位置づけられることになる。

なお、私的扶養の果たす社会的機能や国民の扶養に対する意識は時代とともに変化するものであり、扶養の問題を考えるにあたっては、常にこのような時代の変化をふまえて判断していかななくてはならないものである。

#### 〈生活保護制度における扶養義務〉

民法における扶養義務の規定は、その人的範囲として、夫婦のほかに、直系血族及び兄弟姉妹（絶対的扶養義務者）とこれら以外の三親等内の親族（相対的扶養義務者）で家庭裁判所の審判を受けた者とを定めるのみで、具体的な扶養の順位、程度、方法については当事者の協議及び家庭裁判所の審判に委ねている。これに対し、生活保護制度では民法の解釈上通説とされている「生活保持義務関係」と「生活扶助義務関係」の概念を採用し、生活保護制度における扶養義務の取扱いの目安としている。これらの関係を表で示せば次のとおりである。

義務の取扱いの目安としている。これらの関係を表で示せば次のとおりである。

民法上の位置 扶養義務の内容	第752条 夫 婦	第877条 第1項 絶対的扶養義務者	第877条 第2項 相対的扶養義務者
生活保持義務関係	夫 婦	親の未成熟の子に対する関係 (※)	
生活扶助義務関係		直系血族 (※を除く) 及び兄弟姉妹	三親等内の親族で家庭裁判所が特別の事情ありと認める者

実際に生活保護を実施する上においては、民法上の扶養義務を直ちに家庭裁判所に申し立てるなどして法律上の問題として取り運ぶことはその性質上なるべく避けることが望ましく、努めて当事者間における話し合いによって解決し円満裡に履行させることが本旨である。

なお、相対的扶養義務者については、実際に家庭裁判所において扶養義務創設の審判がなされる蓋然性が高い、次のような状

民法上の位置 扶養義務の内容	第752条 夫 婦	第877条 第1項 絶対的扶養義務者	第877条 第2項 相対的扶養義務者
生活保持義務関係	夫 婦	親の未成熟の子に対する関係 (※)	
生活扶助義務関係		直系血族 (※を除く) 及び兄弟姉妹	三親等内の家族で家庭裁判所が特別の事情ありと認める者

実際に生活保護を実施する上においては、民法上の扶養義務を直ちに家庭裁判所に申し立てるなどして法律上の問題として取り運ぶことはその性質上なるべく避けることが望ましく、努めて当事者間における話し合いによって解決し円満裡に履行させることが本旨である。

なお、相対的扶養義務者については、実際に家庭裁判所において扶養義務創設の審判がなされる蓋然性が高い、次のような状

況にある者に限って保護制度との調整の対象となる扶養義務者としてとらえることとしている。

- (1) 現に扶養を実行している者
- (2) 過去に当該要保護者から扶養を受けたことがある場合等扶養の履行を期待できる特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者

〈扶養義務者の存否の確認と扶養能力の調査〉

扶養に関する調査の手順について、以下のとおり整理する。なお、扶養義務者に対する直接の照会（以下「扶養照会」という。）は、下記(1)から(3)までの作業の結果、「扶養義務の履行が期待できる」と判断される者に対して行うものであることに注意する必要がある。

(1) 保護の実施機関が行う扶養に関する調査は、まず扶養義務者の存否の確認から行う。この作業は、要保護者からの申告を基本としつつ、必要に応じて戸籍謄本等によって行う。（局第5の1の(1)）

(2) 存在が確認された扶養義務者については、要保護者等からの聞き取り等により、扶養の可能性の調査（以下「可能性調査」という。）を行う（局第5の2の(1)）。なお、この可能性調査の判断の詳細については、課第5の2及び本問答集の問5-1でお示ししているとおりである。また、可能性調査における聞き取りの中で、要保護者が扶養照会を拒んでいる場合等においては、その理由について特に丁寧に聞き取りを行い、照会の

況にある者に限って保護制度との調整の対象となる扶養義務者としてとらえることとしている。

- (1) 現に扶養を実行している者
- (2) 過去に当該要保護者から扶養を受けたことがある場合等扶養の履行を期待できる特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者

〈扶養義務者の存否の確認と扶養能力の調査〉

保護の実施機関が行う扶養に関する調査については、まず上記の扶養義務者の存否の確認から行わなくてはならない。この作業は、要保護者からの申告を基本としつつ、必要に応じて戸籍謄本等によって行うこととなる。（局第5の1の(1)）

以上の作業で確認された扶養義務者については、要保護者その他からの聞き取り等の方法により扶養の可能性の調査を行うこととなる。なお、調査にあたっては、金銭的な扶養の可能性のほか、要保護世帯の日常生活・社会生活自立の観点から、定期的な訪問や連絡、一時的な子どもの預かり等、精神的な支援についても確認することとしている。（局第5の2の(1)）

その結果、「扶養義務履行が期待できない」と判断された場合は、扶養義務者が生活保持義務関係にある者であれば、まず関係機関等に対して照会を行い、なお扶養能力が明らかにならないときはその者の居住地を所管する保護の実施機関に文書で調査を依頼するか、又はその居住地の市町村に照会することとなっている。また、生活保持義務関係にある者以外の者の場合は、個別に慎重な検討を行い扶養の可能性がない

対象となる扶養義務者が「扶養義務履行が期待できない者」に該当するか否かという観点から検討を行うべきである。それでもなお、「扶養義務履行が期待できない者」に該当しない場合には、(4)に基づき対応を行う必要がある。

(3)可能性調査の結果、「扶養義務履行が期待できない者」と判断された場合は、個別に慎重な検討を行った上で、当該扶養義務者を直接照会することが真に適当でない場合又は扶養の可能性が期待できないものとして取り扱い、扶養照会を行わないこととして差し支えないものとしている。ただし、当該扶養義務者が生活保持義務関係にある者である場合は、関係機関等に対する照会（以下、「関係先調査」という。）を行うこととしている。（課第5の2）

(4)扶養照会における照会方法については、①「生活保持義務関係者」、②「生活保持義務関係以外の親子関係にある者のうち扶養の可能性が期待される者」、③「その他当該要保護世帯と特別な事情があり、かつ扶養能力があると推定される者」を、「重点的扶養能力調査対象者」として、実施機関の管内に居住する場合には実地で調査を行うなど、重点的に調査を実施することとしている。それ以外の扶養義務者については、文書による照会を行うなど、必要最小限度の調査を行うこととしている。

以上の手順をフローチャートで示すと以下のとおりとなる。

<フローチャートは別紙>

ものとして取り扱って差し支えないものとしている。なお、いずれの場合も保護台帳、ケース記録等に当該検討経過及び判定について明記する必要がある。（課第5の2）

したがって、局第5の2の(2)に定める、文書による扶養義務者への照会等の扶養能力調査は、以上の作業の結果「扶養義務の履行が期待できる」と判断される者に対しても行うものであることに注意する必要がある。

以上の手順をフローチャートで示すと以下のとおりとなる。

<フローチャートは別紙>

問5-1〔扶養義務履行が期待できない者の判断基準〕

課第5の2で例示している①の「実施機関がこれらと同様と認める者」及び②の「要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない者」というのは、具体的にどのような者を指すのか。

(答) ①については、例えば長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者、未成年者、概ね70歳以上の高齢者などが想定される。②については、例えば、当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐる対立している等の事情がある、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等が想定される。なお、当該扶養義務者と一定期間（例えば10年程度）音信不通であるなど交流が断絶していると判断される場合は、著しい関係不良とみなしてよい。

【参考】「扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点等について」（令和3年2月26日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）抜粋

### 3 扶養義務履行が期待できない者の判断基準

（略）可能性調査の結果、「扶養義務履行が期待できない者」と判断された場合は、扶養の可能性がないもの等と取り扱うことができ、その場合は扶養照会を行わないものであるが、今般の改正において、当該扶養義務履行が期待できない者への該当に係る判断基準の明確化を図

問5-1〔扶養義務履行が期待できない者の判断基準〕

課第5の2にある「実施機関がこれらと同様と認める者」及び「要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない者」というのは、具体的にどのような者を指すのか。

(答) 前者については、例えば長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者、未成年者、概ね70歳以上の高齢者などが想定される。後者については、例えば、当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐる対立している等の事情がある、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等が想定される。なお、当該扶養義務者と一定期間（例えば10年程度）音信不通であるなど交流が断絶していると判断される場合は、著しい関係不良とみなしてよい。

っている。この判断に係る運用上の留意点については以下のとおりであるので、参照されたい。

(1) 「扶養義務履行が期待できない者」の類型について

「扶養義務履行が期待できない者」について、課長通知第5の間2及び問答集の間5-1でお示ししている内容を整理すると、以下の3類型を例示している。

- ① 当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者（いわゆる専業主婦・主夫等）未成年者、概ね70歳以上の高齢者など
- ② 要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない（例えば、当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している等の事情がある、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等が想定される。なお、当該扶養義務者と一定期間（例えば10年程度）音信不通であるなど交流が断絶していると判断される場合は、著しい関係不良とみなしてよい。）
- ③ 当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者（夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者等）

(2) 上記類型への当てはめについて

上記①～③の類型はあくまで例示であり、直接当てはまらない場合において

も、これらの例示と同等のものと判断できる場合は、「扶養義務履行が期待できない者」に該当するものとして取り扱ってよいことはいうまでもないが、特に②の類型への該当に係る判断については、下記の考え方を参照した上で行われたい。

・ 従前、「20年間音信不通である」ことを該当例としてお示ししてきたところであるが、今般、例示を追加したのは、音信不通により交流が断絶しているかどうかに関わらず、当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等に該当するかどうかについて個別の事情を検討の上、扶養義務履行が期待できない者に該当するものと判断してよいという趣旨であること。

・ この検討に当たって、一定期間（例えば10年程度）音信不通であるなど交流が断絶している場合には、これをもって、「著しい関係不良等」と判断してよいこと。なお、10年程度音信不通である場合は、その他の個別事情の有無を問わず、交流断絶と判断してよいこと。また、音信不通となっている正確な期間が判明しない場合であっても、これに相当する期間音信不通であるとの申出があり、その申出の内容が否定される明確な根拠がないことをもって、該当するものと判断して差し支えないとの趣旨で、「程度」としてよいこと。

#### 4 当該扶養義務者に対し扶養を求めるこ

とにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる場合の取扱い

特に、上記③の場合のように、扶養照会により要保護者の自立を阻害することになると認められる場合は、改正後の課長通知の第5の間2のとおり、扶養照会を控えることとしている。なお、この場合、生活保持義務関係の場合でも扶養照会を控えることとしている旨、念のため申し添える。

また、生活保持義務関係の場合には、要保護者の申出が事実であるかなどの確認を行う観点から、関係先調査を行うこととなる。この関係先調査を行うに当たっては、当該扶養義務者本人に、関係先調査を行っている事実や当該要保護者の居住地はもとより、その手がかりとなる情報（例えば、福祉事務所名等）も知られることのないよう、特に慎重に調査を行うこと。

この関係先調査の結果、③の類型に該当することについて、当該要保護者の申出が虚偽であったことが判明した場合には、改めて当該扶養義務者に係る可能性調査を行い、「扶養義務履行が期待できない者」に該当しないことを確認の上、扶養照会を行うこと。

第6～7 略

第8 収入の認定

問8-29〔主食、野菜、魚介以外の現物援助〕

次官通知第8-3-(2)において  
は、主食、野菜又は魚介について現物で贈与を受けた場合は、農業収入又は

第6～7 略

第8 収入の認定

問8-29〔主食、野菜、魚介以外の現物援助〕

主食、野菜又は魚介について現物で贈与を受けた場合は、農業収入又は農業収入以外の事業収入の認定の例により

農業収入以外の事業収入の認定の例により金銭換算した額を認定することとなっているが、現物で贈与を受けた場合の収入認定について、下記の場合に如何に取り扱うべきか。

(1) 嗜好品（酒、たばこ、茶菓類、珍味等）、被服、衛生用品、家具什器、燃料などの贈与を受けた場合。

(2) 主食、野菜又は魚介も含む食料（嗜好品に当たるものは除く）や食事について、一時的又は不定期に、社会事業団体その他が運営する子ども食堂において食事の提供を受けた場合やフードバンクから食料の提供を受けた場合、あるいは地域社会のつながりや親族間の関係性による慈善的、福祉的な性質による食料の援助を受けた場合。

(答) 下記のとおり取り扱われたい。ただし、いずれの場合も、贈与者と当該被保護者との関係等を考慮した上、まずは当該被保護者に対し、金銭的援助の可能性について調査すること。しかしながら、この場合にあっても、扶養義務関係がないか、あっても現状以上の能力がないと認められる場合で、現状の贈与が贈与者の厚意によるものであるときは、せつかくの意思を阻害しないよう留意すべきである

なお、贈与品の内容等によって資産の活用の問題について検討する必要のあることはいうまでもないが、例えば社会通念上高価な物品、食料（以下、「物品等」という。）が贈与された場合には、当該物品等が既に費消されている場合や売却等による活用が困難な場合に、当該物品等そのものの販売価格を収入認定するようなことは、

金銭換算した額を認定することとなっているが、嗜好品、被服、衛生用品、家具什器費、燃料などの贈与を受けた場合はどのように取り扱ったらよいか。

(答) 現物による贈与を受けた場合に、収入として認定するのは、主食、野菜又は魚介に限られているので、設例のような品目の贈与を受けている場合は、収入認定しないこととして差し支えない。

しかし、贈与者と当該被保護者との関係等を考慮した上、一般の扶養義務の取扱いとして現物の贈与に代えて現金による援助を受けるよう奨励する余地はあろう。しかしながら、この場合にあっても、扶養義務関係がないか、あっても現状以上の能力がないと認められる場合で、現状の贈与が贈与者の厚意によるものであるときは、せつかくの意思を阻害しないよう留意すべきである。

なお、贈与品の内容等によって資産の活用の問題について検討する必要のあることはいうまでもない。

最低生活維持の観点から行うべきでないの  
で、留意すること。

(1) 設例のような品目の贈与を受けてい  
る場合は、収入認定しないこととして差  
し支えない。

(2) 子ども食堂において無償で提供され  
る食事や、フードバンクから提供される  
食料については、その取組の趣旨に鑑  
み、原則、収入として認定しないことと  
して差し支えない。

また、地域社会のつながりや親族間の  
関係性等による慈善的、福祉的な性質に  
よる食料の援助については、その善意を  
受け入れることが、本人の社会的孤立を  
防ぎ、自立の助長に資するという観点か  
ら、原則、収入として認定しないことと  
して差し支えない。

ただし、保護費を生活保護の趣旨目的  
に反する用途に使用することで、過度に  
フードバンク等を利用するなど、家計管  
理が困難な世帯については、適切に家計  
の管理を行うよう必要な助言指導を行う  
こと。加えて、例外的に、例えば、課長  
通知第8の間46のただし書きと同様の考  
え方で、当該世帯全体に係る第1類費の  
額としてされた額に4分の3を乗じて得  
た額のうち、3分の1を超える需要が経  
常的に満たされている場合に、当該額に  
ついて収入認定を行うことといった対応  
について検討を行うこと。

(削除)

問8-38-2 [子ども食堂やフードバンク  
を利用した場合の取扱い]

社会事業団体その他が運営する子ども  
食堂において食事の提供を受けた場合  
やフードバンクから食料の提供を受け

	<p><u>た場合、収入認定はどのように取り扱ったらよいか。</u></p> <p><u>(答) 子ども食堂やフードバンクの取組の趣旨に鑑み、原則、収入として認定しないこととして差し支えない。なお、保護費を生活保護の趣旨目的に反する用途に使用することで、過度にフードバンクを利用するなど、家計管理が困難な世帯については、適切に家計の管理を行うよう助言指導されたい。</u></p>
<p>第9～12 略</p>	<p>第9～12 略</p>
<p>第13 その他</p>	<p>第13 その他</p>
<p>問13-6〔費用返還と資力の発生時点〕</p> <p>次の場合、法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点はいつと考えるべきか。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 自動車事故等の被害により保証金、保険金等を受領した場合</p> <p>(4)～(6) 略</p>	<p>問13-6〔費用返還と資力の発生時点〕</p> <p>次の場合、法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点はいつと考えるべきか。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 自動車事故等の被害により保証金、保険金等を受領した場合</p> <p>(4)～(6) 略</p>
<p>(答) (1)～(2) 略</p> <p>(3) 自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有することとなるので、原則として、加害行為の発生時点で資力の発生があったものと取り扱うこととなる。</p> <p>しかしながら、ここにいう損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当である。</p> <p>自動車事故の場合は、<u>保険の種類や保障内容により異なるが、自賠責保険は、</u></p>	<p>(答) (1)～(2) 略</p> <p>(3) 自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有することとなるので、原則として、加害行為の発生時点で資力の発生があったものと取り扱うこととなる。</p> <p>しかしながら、ここにいう損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当である。</p> <p>自動車事故の場合は、被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金(強</p>

事故発生により被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることになり、後遺障害、死亡に対する保険金については、給付事由が発生したことにより当然に受領できるものであるため、それぞれ障害認定日、死亡日を資力の発生日ととらえることとなる。

また、任意保険については、示談交渉による保障の内容、金額の確定後に請求できることとなるため、示談成立日を資力の発生時点としてとらえることとなる。

これに対し、公害による被害者の損害賠償請求等の場合は、請求時点では、加害行為の有無等不法行為成立の要件の有無が明らかではなく、事後的にこれに関する判決が確定し、又は和解が成立した時点ではじめて損害賠償請求権が客観的に確実性を有することになるので、交通事故の場合とは資力の発生時点を異にすることになる。

(4)～(6) 略

第2編 略

制保険）が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることになる。

これに対し、公害による被害者の損害賠償請求等の場合は、請求時点では、加害行為の有無等不法行為成立の要件の有無が明らかではなく、事後的にこれに関する判決が確定し、又は和解が成立した時点ではじめて損害賠償請求権が客観的に確実性を有することになるので、交通事故の場合とは資力の発生時点を異にすることになる。

(4)～(6) 略

第2編 略

